

介護保険認定審査会システム等要求仕様書 (認定審査会システム要求仕様書)

業務区分	要件定義	備考
1. システム共通機能		
基本機能	自治体向け標準パッケージとして開発されたものであること。	
	地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したものであること。	
	中間標準レイアウト仕様に準拠したものであること。	
	最低文字数、英数字や大文字小文字の混在の有無など、パスワードポリシーを細かく設定することができること。	
	パスワードの有効期限が設定でき、期限切れ近くなると、変更を促すメッセージが表示できること。	
	職員や担当ごとに、操作できるメニューや機能、出力できる帳票などの権限設定が行えること。また、職員の異動を考慮し、有効期間の設定ができること。	
	システム運用やトラブルに関する情報を利用者へ周知できる掲示板と同様の機能があること。	
	不得手の職員でも必要な処理が分かるよう、メニューごとに処理概要の説明があるなどの補助機能を有していること。	
	相談やメモ等の入力照会が可能であること。また、DVなどの要留意情報を登録することで、検索時に職員に注意喚起できること。	
	姓名のスペースの有無、濁点の有無、拗音の区別なく検索ができること。	
	複数のメニューを使って処理を続けていく場合、直近で使用した被保険者番号の履歴が表示され、再入力することなしに利用できる仕組みがあること。	
	処理の途中で、個人を特定したまま（検索キーを再入力することなく）、関連する別の画面に遷移できること。	
	複数画面遷移時に、画面遷移元が識別できること。	
	入力参照機能の利便性向上を考慮し、マルチ画面対応となっていること。	
	マウスだけでなく、TabキーやPFキーなど、キーボードのみでも操作が行えること。	
	日付項目は直接入力のほか、カレンダー入力ができること。直接入力の場合、和暦、西暦のいずれでも入力できること。	
	選択肢が複数ある項目については、コンボボックスなどにより、選択入力が行えること。	
	一覧画面において、項目ごとに表示、非表示の設定が行えること。また、表示する項目（列）の並び替えができること。	
	一覧画面において、項目を指定して表示順が変更されること。	
	一覧画面において、項目の値を指定して、条件を満たすもののみ表示ができること。	
	一覧画面に表示されている内容を、帳票に印刷することができること。	
	一覧画面に表示されている内容を、CSVファイルに出力することができること。	
	帳票を印刷する前に、プレビューによって印刷イメージの確認ができること。	
	決定通知書等の公印については、電子公印が使用できること。また、職務代理人など、複数の公印が適正に管理ができること。	
	帳票ごとに、出力先プリンターを変更できること。	
	端末ごとに、出力先プリンターを変更できること。	
	一括作成した帳票について、再作成しなくても、帳票データから再印刷が行えること。	
	帳票データをXML形式で管理できること。また、被保険者番号などを使用して検索が行えること。	
複数の操作者が同一人物を重複して更新しないよう、排他の制御を行っていること。		
利用者の操作記録を管理できること。		
被保険者管理システムから連携された宛名情報に関する登録／修正／照会を行えること。		
指定された抽出条件（処理日範囲、有効開始日範囲、有効終了日範囲、特記区分等）により該当する特記事項情報データを一覧表示できること。また、一覧表示された内容について、オンラインより一覧表およびCSVファイルの出力を行えること。		
2. 管理機能		
1 要介護要支援申請管理	無資格者（2号該当生保受給者）の申請が資格を付与しなくても資格所有者と同様に申請受付の登録ができること。	
	進捗状況（訪問調査状況、意見書入手状況等）を視覚的に参照できること。	

業務区分	要件定義	備考
	<p>意見書／訪問調査の履歴情報を参照できること。</p> <p>当該画面より過去の申請／認定履歴が参照可能であること。</p> <p>無資格者（2号該当生保受給者）に関する情報の照会を行えること。</p> <p>指定された各種条件（進行状況、申請日、一次審査日、二次審査日、認定日等）に合致する要介護等申請者情報を一覧表示できること。</p> <p>認定者管理について、指定した日、または認定期間で認定者一覧表を要介護度別で抽出/発行できること。</p> <p>指定された各種条件に合致する要介護等申請者情報を一覧表示可能なこと。条件は操作者が簡易な操作で登録／修正が可能なこと。また、抽出した情報は一覧印刷、CSVファイル出力が可能なこと。</p> <p>無資格者について、指定された各種条件（進行状況、申請日、一次審査日、二次審査日、認定日等）に合致する対象者を一覧表示できること。</p>	
2 訪問調査管理	<p>調査員や事業者の調査可能日、一日当たりの調査可能件数、時間等の情報を登録できること。</p> <p>調査員や事業者の調査予定情報の確認が行えること。</p> <p>調査員が割当てられた訪問調査実施予定のコマへの訪問調査員割当を行えること。</p> <p>対象者の一覧表示は、申請日等による絞り込みや並び替えを用いて行えること。</p> <p>事業者委託等の場合に調査員不詳の形で登録することも可能であること。</p> <p>申請者に対する訪問調査員割当を条件(希望日時、市町村職員)を設定することにより、一括で割当と登録できること。</p> <p>訪問調査員、または、委託事業者に渡す調査票を出力できること。</p> <p>調査票のレイアウトは記入用であること。（後日OCRで読み込むことを想定したもの）</p> <p>訪問調査の依頼用として、委託事業者別に対象者の一覧表を作成できること。</p> <p>概況調査、基本調査、特記事項について、オンラインにて登録できること。</p> <p>無資格者に関する概況調査、基本調査、特記事項について、オンラインにて登録できること。</p> <p>訪問調査員の調査回数を表示できること。</p> <p>訪問調査予定が確定していない対象者を一覧表示できること。</p> <p>調査表作成依頼済で回収できていない対象者を一覧表示できること。また、すべての調査依頼対象者の一覧を表示できること。</p> <p>訪問調査の予定が確定している対象者を一覧表示できること。</p> <p>概況調査基本調査特記事項をOCRソフトウェアと連携してスキャナで読み込みを行えること。</p> <p>スキャナで読み込んだ概況調査票特記事項のイメージファイルに対し、マスク情報を設定できること。</p> <p>各イメージファイルに対する初期マスク位置情報を管理できること。</p> <p>訪問調査進行フラグを戻し、要介護認定情報、訪問調査情報の更新、および、更新した情報に紐づく謝金情報の更新、削除を行えること。</p> <p>訪問調査進行フラグを戻し、無資格者情報、訪問調査情報の更新を行えること。</p>	
3 主治医意見書管理	<p>意見書の作成医が未確定な対象者について、作成医を選択し、一括で割当てできるように対応できること。</p> <p>該当者に対して、診断命令書が出力できること。</p> <p>意見書作成医に渡す主治医意見書および作成依頼書を出力できること。</p> <p>主治医意見書のレイアウトは記入用であること。（後日OCRで読み込むことを想定したもの）</p> <p>要介護要支援申請者を対象として、主治医に意見書の作成依頼を行うために、作成依頼書を作成できること。</p> <p>主治医意見書内容について、単件で登録／修正／削除できること。</p> <p>無資格者に関する主治医意見書内容について、単件で登録／修正／削除できること。</p> <p>主治医意見書作成の実績管理および実績訂正ができること。</p> <p>未だ意見書作成医が確定していない対象者を一覧表示できること。</p> <p>意見書作成依頼済で未だ回収できていない対象者を一覧表示できること。また、すべての意見書依頼対象者の一覧を表示できること。</p> <p>指定医を一覧表示できること。</p> <p>読み込んだ意見書イメージに設定したマスク情報を修正できること。</p>	

業務区分	要件定義	備考
	<p>主治医意見書添付資料をOCRソフトウェアと連携してスキャナで読みを行えること。</p> <p>スキャナで読み込んだ主治医意見書添付資料のイメージファイルに対し、マスク情報を設定できること。</p> <p>各イメージファイルに対する初期マスク位置情報を管理できること。</p> <p>意見書進行フラグを戻し、要介護認定情報、主治医意見書情報の更新、および、更新した情報に紐づく謝金情報の更新、削除を行えること。</p> <p>意見書進行フラグを戻し、無資格者情報、主治医意見書情報の更新を行えること。</p>	
4 認定審査会管理	<p>合議体の作成、合議体を構成する委員、合議体の長の設定等を行えること。</p> <p>登録済の合議体を一覧表示できること。</p> <p>審査会実施会場情報を登録できること。また、住所や連絡先電話番号なども管理可能であること。</p> <p>登録済の実施会場を一覧表示できること。</p> <p>認定審査会の実施日、時間帯、会場等を、月間／週間スケジュールイメージで表示できること。また、スケジュール登録が可能であること。</p> <p>審査会当日に出席する審査員を登録できること。</p> <p>スケジュールリングされた審査会情報を一覧表示できること。</p> <p>認定ソフトの組込関数を使用し、一次判定指標算出ができること。</p> <p>認定ソフトの組込関数を使用し、一次判定（意見書情報を含まない）の仮判定結果の照会ができること。</p> <p>認定審査会の対象者情報を、月間／週間スケジュールイメージで表示し審査会対象者を割り当てることができること。</p> <p>振分においては、空きのある審査会への一括設定、その後の簡単な操作での手直しなどが可能であること。</p> <p>申請者の主治医が属する医療機関に割り当てない設定が可能であること。</p> <p>審査員宛に事前送付する審査会資料を出力できること。</p> <p>調査票は記入用とは異なる参照用フォーマットで、対象者個人情報等へのマスク処理も行われること。</p> <p>厚生労働省様式の審査会資料が印刷できること。</p> <p>審査会の議事録帳票が印刷できること。</p> <p>審査会に出席する事務局職員用の参考資料、および、記録用紙等を出力できること。</p> <p>今回審査会出力分対象者の、前回審査会資料を出力できること。</p> <p>複数の審査会の審査員宛てに事前送付する審査会資料を一括出力できること。</p> <p>調査票は記入用とは異なる参照用フォーマットで、対象者個人情報等へのマスク処理も行われること。</p> <p>複数の審査会に出席する事務局職員用の参考資料、および、記録用紙等を出力できること。</p> <p>出力した審査結果の記入シートをOCR読み、認定審査会実施時の状況（要介護状態区分、審査会コメント等）を登録できること。</p> <p>審査会の議事録がシステムにて管理できること。</p> <p>要介護等申請者に関する情報の審査結果を登録できること。</p> <p>特定の対象者に関する審査結果を登録できること。</p> <p>認定の審査結果を一括して入力できること。</p> <p>指定された期間における審査会への出席回数等を表示できること。</p> <p>未だ審査会への振分が完了していない要介護等申請者を一覧表示できること。</p> <p>審査会資料として印刷する各イメージファイルに対し、マスク情報を設定できること。</p> <p>各イメージファイルに対する初期マスク位置情報を管理できること。</p> <p>訪問調査と意見書の類似項目の比較ができること。</p> <p>審査会対象者の議事録に関する情報の登録／修正ができること。</p> <p>審査会対象者の議事録に関する情報の表示ができること。</p> <p>審査会簡素化に関する情報等の修正ができること。</p> <p>保険者独自の判定要件による簡素化判定ができること。</p>	

業務区分	要件定義	備考
5 要介護要支援認定管理	審査会の事情等で、予定日より遅れて認定処理を行う対象者に対し、処分延期を登録し、認定延期通知書を出力できること。	
	延期通知書の対象者について、画面上で検索条件を設定し、該当情報を抽出することが出来ること。（一次判定前の対象者のみ抽出する等）	
6 謝金管理	訪問調査の依頼実績に基づき、調査委託料の実績を修正できること。	
	意見書作成の依頼実績に基づき、意見書作成料の実績を修正できること。	
	審査会委員の依頼実績を出し、審査員報酬の実績を確定できること。	
	1月から12月までの審査員報酬支払済の情報を一覧表示し、審査員報酬控除額の修正が行えること。	
	調査委託料の支払処理ができること。	
	意見書作成料の支払処理ができること。	
7 情報開示	認定結果情報を医師や事業者などに対して情報提供できること。	
	申請書や申請情報登録時に、情報開示に同意の有無を管理できること。	
8 職権操作	職権による申請却下、および、申請取下に関する情報を登録できること。	
	無資格者（2号該当生保受給者）について、職権による申請却下および、申請取下が行えること。	
	要介護等申請者に関する情報の修正を行えること。	
	無資格者（2号該当生保受給者）について、要介護認定にかかるとの情報が一面から修正できること。	
	一度、再調査として取り扱った対象者の情報の調査取消処理を行えること。	
	無資格者（2号該当生保受給者）について、一度、再調査と判定された申請の調査取消が行えること。	
9 認定システム連携	被保険者管理システムから渡ってくる要介護認定申請情報を取り込むことができること。	
	2次判定結果情報を被保険者管理システムへ引き渡すことができること。	
	厚労省認定支援センターに送信する認定結果情報を出力できること。	
10 マスタ管理	スタッフ所属機関（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設、医療機関等）の名称、住所、事業者種別、有効期間等が管理できること。	
	登録済スタッフ所属機関の有効期間終了日を一括で変更できること。	
	登録済スタッフ所属機関情報を一覧表示できること。	
	医師や訪問調査員、審査員など要介護認定に関わるスタッフの氏名、職種、所属機関、有効期間等が管理できること。	
	登録済スタッフの有効期間終了日を一括で変更できること。	
	登録済スタッフ情報を一覧表示できること。	
	訪問調査料、意見書作成料、審査会報酬料の単価が管理できること。	
	登録済スタッフ単価情報を一覧表示できること。	
	事前に要介護認定の申請取下理由、認定理由、却下理由、再調査理由、職権変更理由を登録しておき、業務で使用できること。	
	バックアップ後の元のファイルを削除できること。	

介護保険認定審査会システム等要求仕様書 (電子認定審査会アプリケーション要求仕様書)

業務区分	要件定義	備考
1. 電子審査会機能		
1 全般	認定審査会システムから電子審査会への引き渡しファイル作成が行えること。	
	認定審査会システムから電子審査会に引き渡すファイルは暗号化できること。	
	認定審査会システムから審査員への事前審査ファイルが作成できること。	
	認定審査会システムから審査員への事前審査ファイルは暗号化できること。	
	電子審査会を使用するユーザ（事務局職員、審査員）のログインID、パスワードを管理できること。	
	電子審査会を使用するユーザを認証し、メニュー画面で電子審査会の各業務を選択し、起動できること。	
	電子審査会の各業務で使用するパラメタを市の仕様に沿って設定できること。	
	認定審査会システムから引き渡された審査会の情報を電子審査会に取り込めること。	
	認定審査会システムで引き渡される審査会情報は暗号化されていること。	
	訪問調査の今回情報と前回情報の比較表示が行えること。	
	訪問調査項目について、重度判定は「赤」、軽度判定は「黄色」で表示し、対象者がどの程度の介護を必要としている状態なのかを視覚的に把握できること。	
	訪問調査に紐づく特記事項情報が登録されている場合、マークで当該欄を示し、特記事項の情報を表示することができること。	
	サービス利用状況の今回情報と前回情報の比較表示が行えること。	
	意見書の今回情報と前回情報の比較表示が行えること。	
	調査結果と意見書の類似項目比較表示が行えること。	
	審査対象者を一覧表示できること。	
	審査対象者の一覧表示について、表示項目の切り替え、並び替えが行えること。	
	特記事項や意見書のイメージ情報について、拡大/縮小を行うことができること。	
	審査員の判定結果をリアルタイムで一覧表示できること。	
	新任の審査員向けに、用語の説明解説等を登録参照することができること。	
	審査内容に関するメモ情報を登録することができること。	
	「簡素化対象者」について、一目で確認できること。	
	審査員が審査会場に自宅や職場にいながら、インターネット回線を通じて、審査会の情報を参照することができること。	
	インターネット経由で事前審査、本審査を実施する時に、審査員の端末に審査会に関わるテキストデータや画像情報を一切ダウンロードしないこと。	
	マルチモニター対応（メインディスプレイに訪問調査結果を表示し、サブディスプレイに特記事項情報や意見書結果情報を表示）が可能であること。	
	被保険者区分に応じて、被保険者区分の背景色を切り替えられること。	
	申請区分に応じて、申請区分の背景色を切り替えられること。	
	電子審査会の操作方法等に関するマニュアルを参照できること。	
	一次判定シミュレーション結果（再一次判定）の取消が行えること。	
	審査結果（二次判定結果、有効月数、要介護1の場合の状態像）に関する情報を保存することができること。	
調査項目の修正内容、一次判定変更理由、次回審査会への引継ぎ事項等に関する情報を入力することができること。		
調査項目の修正内容、一次判定変更理由、次回審査会への引継ぎ事項、審査会意見の入力時、登録した雛型を使用することができること。		
前回の審査結果（議事録）に関する情報を表示することができること。		
審査対象者の状態に応じた有効月数の初期値を設定することができること。		
審査除外対象者の設定が行えること。		

業務区分	要件定義	備考
	二次判定情報決定時、認定有効月数が原則月数以外の場合、審査会意見の入力を促す警告メッセージを表示できること。	
	審査会終了時に審査委員長が議事録にサインをして、承認を得ている運用を電子審査会の画面上で行えること。	
	審査員の二次判定結果を登録できること。	
	電子審査会（事前審査）で出力された暗号化ファイルを複合化した上で電子審査会システムに取り込めること。	
	電子審査会に取り込まれている審査会情報のうち、スケジュール変更等により不要となった審査会情報を選択し削除が行えること。	
	電子審査会で実施済の審査会情報を基に認定審査会システムへ引き渡すファイルを作成することができること。	
	電子審査会から認定審査会システムに引き渡すファイルは暗号化されていること。	
	電子審査会で出力した審査会結果情報を認定審査会システムに取り込めること。	
	電子審査会で出力した審査会議事録情報を認定審査会システムに取り込めること。	
	電子審査会で出力された暗号化ファイルを複合化した上で認定審査会システムに取り込めること。	

**介護保険認定審査会システム等要求仕様書
(訪問調査アプリケーション要求仕様書)**

業務区分	要件定義	備考
1. システム基本機能		
1 基本機能	自治体向け標準パッケージとして開発されたものであること。	
	地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したものであること。	
	ユーザーID数に応じたパスワードによる認証が可能であること。	
	本番系とテスト系（システム改修時等のテスト環境）を設けていること。	
	開庁時間外にシステムの稼働が可能であること。 ※備考欄にシステムの稼働可能時間を記載してください。（例 7:00～22:00）	
	休日、祝日等にシステムの稼働が可能であること。 ※通年でシステムが稼働不可な日があれば備考欄に記載してください。（例 12/29～1/3）	
	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年四月三十日厚生省令第五十八号）に定める認定調査票の項目をすべて網羅していること。 なお、複数選択を許容する項目は複数選択ができることとし、複数選択が許容されない項目は複数選択ができないこと。	
	認定調査票の概況調査及び基本調査にかかる特記事項が入力できる。	
	タッチパネル等の選択により特記事項文章の自動生成および基本調査項目の選択が行える。	
	定型文選択により、特記事項の定型文を入力できる。	
	特記事項をタッチペン等で手書き入力でき、文字データに変換して登録できる。	
	フリーエリアにタッチペン等で手書きメモを取得できる。 また、手書きメモは調査項目に紐づけて、システムで管理できる。	
	タブレット端末本体と接続可能なキーボードからの入力ができる。	
	タブレット端末本体と接続可能なキーボードからの入力をする際に、手書きメモ機能を活用したメモの内容を参照しながら入力できる。	
	前回調査時の特記事項を参照する機能がある。	
スワイプ操作について、タッチパネルでの操作が円滑にできる。		
調査者対象者について、被保険者番号や申請日、調査予定日等の情報を元に絞り込みすることができる。		
調査対象者を被保険者番号順等により一覧表示できる。		
2. 管理機能		
1 管理機能	利用者ごとのユーザーID、パスワードを保持し、操作が許可された者のみ使用できるセキュリティ機能がある。	
	調査対象者を各調査員に割り当てる機能がある。	
	介護保険システムと連携し、被保険者情報及び認定調査結果データを送受信できる。	
3. 補助機能		
1 補助機能	厚生労働省より提示されている訪問調査の判断基準を表示する機能がある。	
	基本調査結果を登録中に一次判定警告が発生した場合、発生したことが確認できる機能がある。	
	調査票に調査対象者データとして連携する前回情報、および、前回情報との差異を表示する機能がある。	
	調査が保留となった対象者について保留する機能がある。 保留解除となった場合は保留解除する機能がある。	
	データのバックアップ機能がある。 バックアップデータからの復元機能がある。	
	持ち出す端末では調査対象者の被保険者番号、氏名等の個人情報をマスキングする機能がある。	